

様式 1 公表されるべき事項

独立行政法人国立女性教育会館の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成25年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

当法人は、女性教育指導者その他の女性教育関係者に対する研修、女性教育に関する専門的な調査研究を行うことにより、女性教育の振興及び男女共同参画社会の形成に資することを目的としている。法人の長は、女性教育振興のための研修及び調査研究における統括者としてのリーダーシップ及び高度な専門性が求められる。また、法人の長の報酬等の支給基準については、独立行政法人通則法において、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬等、当該独立行政法人の業務の実績等を考慮して定めることとされることから、当法人の長の報酬水準については、上記の職務内容の特性・職責等を考慮して外局の次長級と同等の国家公務員指定職俸給表3号俸相当とし、さらに国家公務員指定職の給与改定が行われた際には同様の改定を行うこととしており、妥当と考える。なお、法人の長の年間報酬額は、事務次官の年間給与額20,439千円と比べてもそれ以下となっている。

【主務大臣の検証結果】

職務内容の特性や参考となる国家公務員との比較などを考慮すると、法人の長の報酬水準は妥当であると考えられる。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長 改定なし

理事 改定なし

理事(非常勤) 該当者なし

監事 該当者なし

監事(非常勤) 改定なし

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成25年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 12,530	千円 9,030	千円 3,219	千円 281 (通勤手当)			
A理事	千円 11,190	千円 7,796	千円 2,848	千円 234 (広域異動手当) 312 (通勤手当)	4月1日		◇
B理事	千円 該当者なし	千円	千円	千円 ()			
A監事	千円 該当者なし	千円	千円	千円 ()			
B監事	千円 該当者なし	千円	千円	千円 ()			
C監事 (非常勤)	千円 204	千円 204	千円 0	千円 0 ()			
D監事 (非常勤)	千円 204	千円 204	千円 0	千円 0 ()			

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

3 役員の退職手当の支給状況(平成25年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月			該当者なし	
理事	千円	年 月			該当者なし	
監事	千円	年 月			該当者なし	

注1:「摘要」欄には、独立行政法人評価委員会による業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入する。

注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

幅広い人材を確保し、関係機関との計画的な人事交流を図りつつ、常勤職員に対してはその抑制を図る。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与水準を十分考慮し、適正な給与水準とすることに努める。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

勤奨手当の支給について、①職員の勤務期間による割合(0/100～100/100の間)、
②職員の勤務成績による割合(0/100～178.75/100の間)を支給割合として反映される。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与:勤奨手当 (査定分)	当該職員の勤務成績等を勘案し、前述の①及び②を支給割合として反映。

ウ 平成25年度における給与制度の主な改正点

- ・平成25年4月1日において39歳に満たない職員のうち、条件を満たす場合において号俸調整を行った。
- ・平成24年4月からの給与の臨時特例に伴い、特定有期職員への退職手当支給に当たっては当該職員の本給月額から当該職員の支給減額率を乗じた額に相当する額を減じた額を俸給月額相当額とした。
- ・平成25年9月より、任期付任用を適用する職員(特別有期職員)を採用、給与支給時の規程は会館職員給与規程に準ずる。
- ・平成26年1月1日付の昇給より55歳を超える職員の適用は、その者の勤務成績が特に良好である場合に限り行う。昇給させる場合の号俸数は、55歳を超える給与法適用職員に適用される人事院規則で定められる基準に伴い決定。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成25年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	人 18	歳 47.4	千円 5,492	千円 4,169	千円 148	千円 1,323
事務・技術	人 16	歳 46.8	千円 5,379	千円 4,072	千円 138	千円 1,307
研究職種	人 2	歳 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -

非常勤職員	人 6	歳 45.3	千円 3,149	千円 2,423	千円 101	千円 726
事務・技術	人 6	歳 45.3	千円 3,149	千円 2,423	千円 101	千円 726

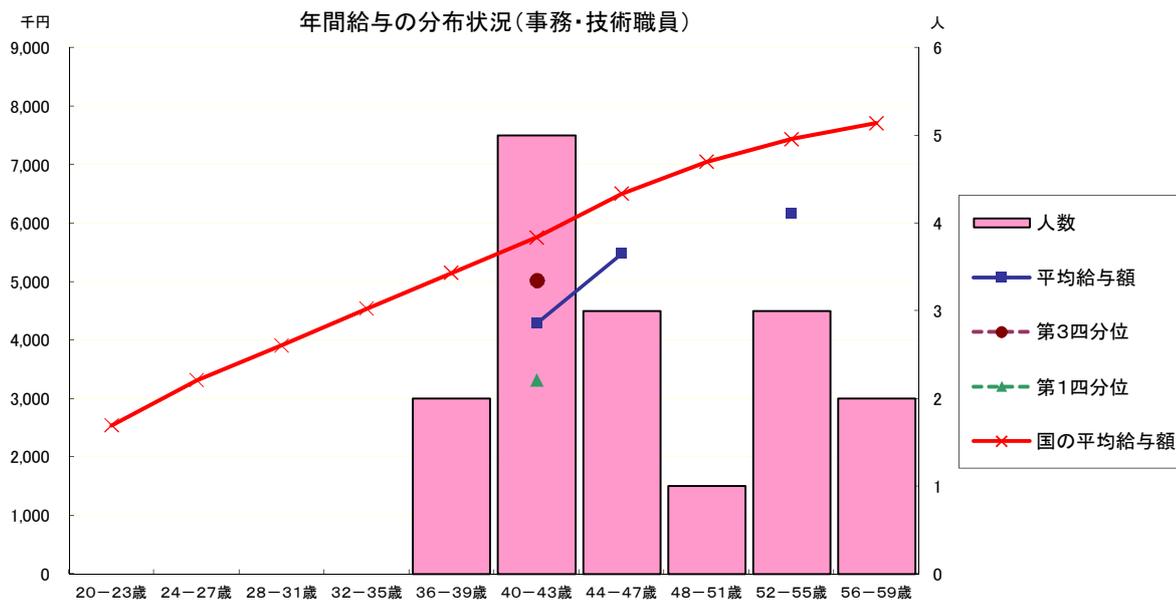
注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2: 在外職員、任期付職員及び再任用職員については、該当者がいないため記載を省略する。

注3: 医療職種(病院医師)、医療職種(病院看護師)及び教育職種(高等専門学校教員)、非常勤職員研究職種については、該当者がいないため記載を省略する。

注4: 常勤職員の研究職種については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員)[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2:年齢36-39歳、44-47歳、48-51歳、52-55歳、56-59歳について該当者は4人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

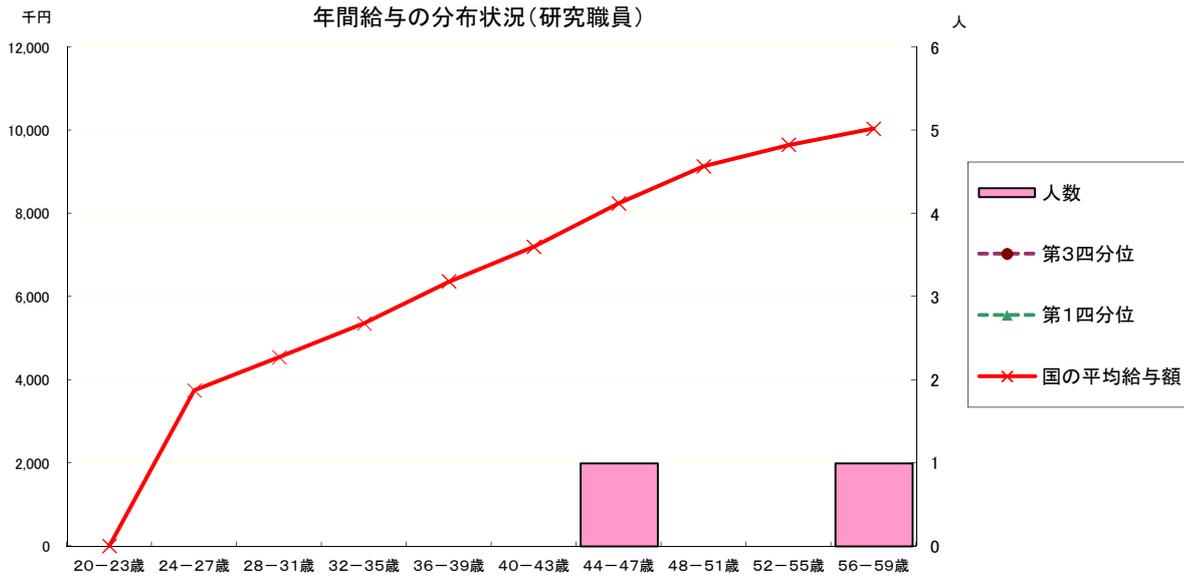
注3:年齢36-39歳、48-51歳、56-59歳について該当者は2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、人数以外は記載していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
課長	2	-	-	-	-	-	-
課長補佐	2	-	-	-	-	-	-
係長	10	45.9	4,914	5,080	5,539	-	-
係員	2	-	-	-	-	-	-

注1:課長、課長補佐、係員の該当者は2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、平均年齢及び平均給与の平均額については記載していない。

② 年間給与の分布状況(研究職員)



注1:すべての年齢階層について該当者は2名以下のため、当該個人情報に関する情報が特定されるおそれがあることから、人数以外は記載していない。

(研究職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
研究課長	1	-	-	-	-	-	-
研究員	1	-	-	-	-	-	-

注1:すべての年齢階層について該当者は2人以下のため、当該個人情報に関する情報が特定されるおそれがあることから、平均年齢及び平均給与の平均額については記載していない。

③ 職級別在職状況等(平成26年4月1日現在)(事務・技術職員／研究職員)

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		係員	係員	係長	係長	課長
人員 (割合)	16 人 (割合)	0 人 (0%)	3 人 (18.8%)	7 人 (43.8%)	3 人 (18.8%)	3 人 (18.8%)
年齢(最高～最低)			41～38 歳	53～39 歳	58～48 歳	58～45 歳
所定内給与年額(最高～最低)		千円	千円 2,969～2,439	千円 4,123～3,231	千円 4,674～3,989	千円 6,261～4,490
年間給与額(最高～最低)		千円	千円 3,876～3,192	千円 5,539～4,339	千円 6,237～5,329	千円 8,181～5,996

区分	計	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		課長	課長	事務局長	事務局長	事務局長
人員 (割合)		0 人 (0%)	0 人 (0%)	0 人 (0%)	0 人 (0%)	0 人 (0%)
年齢(最高～最低)						
所定内給与年額(最高～最低)		千円	千円	千円	千円	千円
年間給与額(最高～最低)		千円	千円	千円	千円	千円

(研究職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		研究員	研究員	研究員	研究員	研究員	研究員
人員 (割合)	2 人 (割合)	0 人 (%)	0 人 (%)	0 人 (%)	0 人 (%)	0 人 (%)	0 人 (%)
年齢(最高～最低)							
所定内給与年額(最高～最低)		千円	千円	千円	千円	千円	千円
年間給与額(最高～最低)		千円	千円	千円	千円	千円	千円

注:当法人における研究職員は2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから「標準的な職位」及び「人数」を除き記載していない。

④ 賞与(平成25年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／研究職員)

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	%	%	%
	最高～最低	%	%	%
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.1	% 66.3	% 65.7
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.9	% 33.7	% 34.3
	最高～最低	% 37.7～32.7	% 36.4～30.2	% 35.5～31.4

注:事務・技術職員における管理職員は2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから記載していない。

(研究職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	%	%	%
	最高～最低	%	%	%
一般職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	%	%	%
	最高～最低	%	%	%

注:当法人における研究職員は2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから記載していない。

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

81.1

対他法人(事務・技術職員)

77.2

注：当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

- ① 管理職の割合 … 12.5%
- ② 大卒以上の高学歴者の割合 … 81.3%
- ③ 支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合 … 22.9%

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 81.1	
	参考	地域勘案 88.5 学歴勘案 78.6 地域・学歴勘案 87.4
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由		
給与水準の適切性の検証	<p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 85.6% (国からの財政支出額 530,334千円、支出予算の総額 619,409千円：平成25年度予算)</p> <p>【検証結果】 国家公務員の職種別の俸給表を準用して決定しているため妥当と考える。</p> <p>【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。</p> <p>【累積欠損額について】 累積欠損額0円(平成24年度決算)</p> <p>【検証結果】</p>	
講ずる措置	今後も国家公務員に準じた適切な給与水準を維持する。	

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(研究職員)

対国家公務員(研究職)

67.4

対他法人(研究職員)

68.7

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

- ① 管理職の割合 … 50.0%
- ② 大卒以上の高学歴者の割合 … 100.0%
- ③ 支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合 … 2.1%

○研究職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 67.4	
	参考	地域勘案 76.7 学歴勘案 67.2 地域・学歴勘案 76.7
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由		
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 85.6% (国からの財政支出額 530,334千円、支出予算の総額 619,409千円：平成25年度予算)	
	【検証結果】 国家公務員の職種別の俸給表を準用して決定しているため妥当と考える。	
	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。	
	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成24年度決算)	
		【検証結果】
講ずる措置	今後も国家公務員に準じた適切な給与水準を維持する。	

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成25年度)	前年度 (平成24年度)	比較増△減	中期目標期間開始時 (平成23年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 154,788	千円 163,220	千円 (%) △ 8,432 (△5.2)	千円 (%) △ 21,368 (△12.1)
退職手当支給額 (B)	千円 0	千円 0	千円 (%) 0 (△0.0)	千円 (%) △ 9,113 (△100.0)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 49,049	千円 45,357	千円 (%) 3,692 (8.1)	千円 (%) 540 (1.1)
福利厚生費 (D)	千円 28,212	千円 28,305	千円 (%) △ 93 (△3.3)	千円 (%) 233 (8.3)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 232,049	千円 236,882	千円 (%) △ 4,833 (△2.0)	千円 (%) △ 29,708 (△11.3)

総人件費について参考となる事項

1.人件費について対前年度比増減の要因

一般の常勤職員の関係機関等との人事交流において係長クラスの人員が前年度比2名減少している。平成25年9月に任用付任用を適用する職員(特別有期職員)を2名採用した。支給報酬額は、(C)非常勤役職員等給与に区分されている。また、派遣職員の増もあり、当区分は前年度比8.1%増となった。

Ⅳ 法人が必要と認める事項

特になし